

目次

規則

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築宅地課）

訓令甲

- 職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令（人事課）

告示

- 公の施設の指定管理者に係る名称等の変更について（2件）（スポーツ振興課）
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課）
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更（同）
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更（同）
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退（同）
- 道路の区域変更（道路課）
- 宮城県農業高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（4件）（教育庁高校財務・就学支援室）
- 宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（3件）（同）
- 宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（3件）（同）
- 宮城県南郷高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（同）
- 宮城県登米総合産業高等学校の畜産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託（同）
- 土地改良区役員の就任の届出（大河原地方振興事務所）

公告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定について（障害福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更について（同）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退について（同）
- 開発行為に関する工事の完了（2件）（建築宅地課）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

公安委員会

- 警備員等の検定等に関する規則附則第7条第1項の規定による検定合格者審査の実施（警察本部生活安全企画課）

○ 警備業法第 23 条第 1 項に規定する検定の実施 (同)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第123号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成20年宮城県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>第2条 削除</u></p> <p>（計画の認定申請）</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2</u> 知事は、法第17条第3項の審査をするために特に必要があると認めるときは、省令第8条の表に掲げる図書のほか、その他必要と認める図書の提出を求めることができる。</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>第9条 [略]</p>	<p><u>（特別特定建築物の建築主等の義務）</u></p> <p><u>第2条 法第14条の規定により建築物移動等円滑化基準の適合義務を負う建築主等は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知を行う場合には、建築物移動等円滑化基準チェックリスト（様式第1号）を添付しなければならない。</u></p> <p>（計画の認定申請）</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 省令第8条の申請書には、同条に定めるもののほか、建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（様式第3号）を添付しなければならない。</u></p> <p><u>3 知事は、法第17条第3項の審査をするために特に必要があると認めるときは、省令第8条の表に掲げる図書及び前項に定めるもののほか、その他必要と認める図書の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>4 [略]</u></p> <p>第9条 [略]</p> <p><u>（書類の経由）</u></p> <p><u>第10条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、特定建築物の敷地となる区域を所管する土木事務所長を経由しなければならない。</u></p>

様式第1号 削除

様式第3号 削除

様式第1号（第2条関係）

様式第3号（第4条関係）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県訓令甲第19号

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年8月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費支給規程（昭和35年宮城県訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅費の調整)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 通勤手当の支給を受けている職員が旅行する場合において、通勤及び旅行の経路及び方法を勘案して鉄道賃、船賃、<u>車賃又は旅行雑費</u>を必要としないと認められる区間があるときは、当該区間に係る鉄道賃、船賃、<u>車賃又は旅行雑費</u>は支給しない。</p> <p>(7)～(20) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(旅費の調整)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 通勤手当の支給を受けている職員が旅行する場合において、通勤及び旅行の経路及び方法を勘案して鉄道賃、船賃又は車賃を必要としないと認められる区間があるときは、当該区間に係る鉄道賃、船賃又は車賃は支給しない。</p> <p>(7)～(20) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条第1項第6号の規定は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

宮城県告示第 475 号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 16 年宮城県条例第 43 号）第 7 条の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）

二 変更事項

指定管理者の代表者の氏名

変 更 後	変 更 前
理事長 遠藤 信哉	会長 千田 健一

三 届出年月日

令和 7 年 7 月 10 日

宮城県告示第 476 号

公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年宮城県条例第 43 号）第 7 条の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設）

二 変更事項

指定管理者の代表者の氏名

変 更 後	変 更 前
理事長 遠藤 信哉	会長 千田 健一

三 届出年月日

令和 7 年 7 月 10 日

宮城県告示第477号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和 7 年 5 月 22 日次の者を指定した。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	所 属 医 療 機 関 の 名 称	所 属 医 療 機 関 の 所 在 地
たきた かつや 滝田 克也	呼吸器内科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢 8 番地 2
さとう こういちろう 佐藤 耕一郎	外科	公立加美病院	加美郡色麻町四竈字杉成 9 番地
さくらい けんすけ 桜井 健介	消化器内科 内科	石巻ロイヤル病院	石巻市広瀬字焼巻 2 番地
みうら ゆういち 三浦 佑一	内科	三浦クリニック	亶理郡亶理町字新町 53 番地 2
あかだ てつや 赤田 徹弥	外科	公立加美病院	加美郡色麻町四竈字杉成 9 番地
わりた ひとし 割田 仁	神経内科	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	亶理郡山元町高瀬字合戦原 100 番地

宮城県告示第478号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和7年8月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	新		旧	
		所属医療機関の 名称	所属医療機関の 所在地	所属医療機関の 名称	所属医療機関の 所在地
ふくしま けいすけ 福島 啓介	外科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2	大崎市民病院	大崎市古川穂波3丁目8番1号
いちのはさま こうへい 一迫 弘平	眼科	一迫眼科	大崎市古川駅南3丁目36番地	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2
あおやなぎ はじめ 青柳 肇	内科	栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央3丁目1番地1	石巻市立病院	石巻市穀町 15番1号
はやさか けん 早坂 研	内科	やまと在宅診療所栗原	栗原市築館宮野中央2丁目3番地13	南三陸病院	南三陸町志津川字沼田14番地3

宮城県告示第479号

身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第1項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

令和7年8月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所 属 医 療 機 関 の 名 称		所 属 医 療 機 関 の 所 在 地
	新	旧	
やまや 山谷 一広 <small>かずひろ</small>	みどり台ヒルズクリニック	ひまわり内科消化器科クリニック	名取市みどり台2丁目4番地の3

宮城県告示第480号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和7年8月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診 療 科 目	所 属 医 療 機 関 の 名 称	所 属 医 療 機 関 の 所 在 地
なかにし ちかし 中西 史	外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下71番地
くわな しよた 桑名 翔大	小児科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下71番地
あんざい まこと 安齋 実	外科	大崎市民病院	大崎市古川穂波3丁目8番1号
わたらい ごうすけ 渡来 剛右	耳鼻咽喉科	大崎市民病院	大崎市古川穂波3丁目8番1号
よしだ かずのり 吉田 一徳	リハビリテーション科	大崎市民病院	大崎市古川穂波3丁目8番1号
おの よしなお 小野 祥直	呼吸器内科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番地2
まつもと しゅういちろう 松本 周一郎	呼吸器内科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西38番地1

宮城県告示第481号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和7年8月1日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年8月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜谷大須雄勝線
- 3 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前 後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市雄勝町桑浜字桑浜16番1地先から 同市雄勝町桑浜字桑浜無番地まで	前	6.7～8.3	63.5
	後	8.6～12.0	63.5
石巻市雄勝町桑浜字桑浜10番地先から 同市雄勝町桑浜字桑浜13番地先まで	前	6.3～7.9	82.3
	後	6.7～9.5	82.3
石巻市雄勝町桑浜字桑浜26番1地先から 同市雄勝町桑浜字桑浜26番1地先まで	前	6.5～8.3	34.5
	後	8.3～10.3	34.5

宮城県告示第482号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号
全国農業協同組合連合会宮城県本部
亶理郡亶理町逢隈上郡字山入 30 番地 2
穴戸畜産
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県農業高等学校の家畜の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 26 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第483号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号
全国農業協同組合連合会宮城県本部
仙台市宮城野区新田東 2 丁目 15 番地 2
仙台農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第484号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号
全国農業協同組合連合会宮城県本部
仙台市宮城野区新田東 2 丁目 15 番地 2
仙台農業協同組合
亶理郡亶理町逢隈上郡字山入 30 番地 2
宍戸畜産
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県農業高等学校の家畜の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第485号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市宮城野区扇町 6 丁目 3 番 6 号
仙台中央食肉卸売市場株式会社
仙台市宮城野区新田東 2 丁目 15 番地 2
仙台農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県農業高等学校の食肉の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第486号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市宮城野区扇町 6 丁目 3 番 6 号
仙台中央食肉卸売市場株式会社
加美郡色麻町四竈字柵木町 14 番地の 1
加美よつば農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 21 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第487号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号
全国農業協同組合連合会宮城県本部
加美郡色麻町四竈字柵木町 14 番地の 1
加美よつば農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 21 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第488号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
大崎市古川狐塚字西田 30 番地
株式会社古川青果地方卸売市場
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 21 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第489号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定
公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市泉区中田南 3 丁目 2 番 38
J A 全農 A コープ株式会社
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 19 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第490号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
大崎市田尻小塩字八ツ沢 1
特定非営利活動法人 安心市場さくらっこ
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 19 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第491号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号
全国農業協同組合連合会宮城県本部
栗原市築館字照越大ヶ原 43 番地 1
新みやぎ農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 19 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第492号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
遠田郡美里町練牛字 6 号 12 番地
有限会社花野果市場
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県南郷高等学校の農産物等の販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 28 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第493号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 16 号
全国農業協同組合連合会宮城県本部
登米市中田町石森字駒牽 265 番地 1
みやぎ登米農業協同組合
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
宮城県登米総合産業高等学校の畜産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金
- 3 指定年月日
令和 7 年 3 月 27 日
- 4 委託年月日
令和 7 年 3 月 27 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

宮城県告示第 494 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、あぶくま川水系角田土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県大河原地方振興事務所
所長 田 村 賢 治

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和 7 年 7 月 7 日	熊谷 繁寿	宮城県角田市角田字南 48 番地	理 事

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
石巻医薬品センター薬局	石巻市大街道西 2 丁目 1-23	令和 7 年 6 月 1 日
あゆみ野薬局	石巻市あゆみ野 2 丁目 14-2	令和 7 年 6 月 1 日
佐々木薬局豊里店	登米市豊里町上屋浦 14-2	令和 7 年 6 月 1 日
薬局アリエス小泉店	大崎市古川小泉字泉 51	令和 7 年 6 月 1 日
なとり一中前薬局	名取市小山 2 丁目 1-3	令和 7 年 6 月 1 日
ひかり薬局塩釜	塩竈市旭町 6-2	令和 7 年 6 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	名 称	所 在 地
変 更 前	アイン薬局 公立黒川病院前店	黒川郡大和町吉岡字西桧木 60- 1
変 更 後	アイン薬局 黒川大和店	黒川郡大和町吉岡字西桧木 60- 1
変 更 前	訪問看護ステーションあおい	東松島市矢本字鹿石前 109- 4
変 更 後	訪問看護ステーションあおい	東松島市矢本字鹿石前 107- 1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 7 年 8 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞退年月日
医療法人本多友愛会仙南 病院	腎臓に関する医療	角田市角田字牛館 16	令和 7 年 5 月 1 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 8 月 1 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称	宮城郡利府町加瀬字野中沢 48 番 1、48 番 2 の一部、48 番 4 の一部、48 番 6 の一部、48 番 7、48 番 9、48 番 10、61 番 3、81 番、81 番 1、81 番 2、81 番 4、81 番 5、81 番 6、81 番 7、81 番 34、82 番 2、83 番 7、83 番 8、83 番 9、103 番 5
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	名古屋市名東区一社三丁目 7 番地 株式会社ユニホー

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 8 月 1 日

- 1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
多賀城市笠神二丁目 40 番 1、40 番 2 の一部、40 番 6、40 番 7 の一部、74 番 1
仙台市宮城野区榴岡五丁目 12 番 55 号
株式会社みつば

宮城県教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和7年8月1日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

- 1 日 時 令和7年8月5日 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 事 件
第1号議案 第2期宮城県教育振興基本計画（改訂版）に係る令和6年度執行状況の点検・評価について
第2号議案 職員の退職手当について
第3号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について
第4号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について
- 4 傍聴者の定員
12人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
- 6 問い合わせ先
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県教育庁総務課総務班（電話022—211—3611）

宮城県公安委員会告示第62号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和7年8月1日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

1 審査に係る警備業務の種別及び級

- (1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施日時

令和7年10月2日(木)午前9時30分から

3 実施場所

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県警察本部

4 審査定員

前記1に掲げる警備業務の種別1級及び2級合わせて20人とする。

5 審査対象者

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

(1) 空港保安警備業務1級

検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(2) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備に係る旧検定規則第1条第2項に規定する1級に合格した者

(3) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者

- (5) 貴重品運搬警備業務 1 級
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級に合格した者
- (6) 空港保安警備業務 2 級
旧検定の空港保安警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者
- (7) 施設警備業務 2 級
旧検定の常駐警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者
- (8) 交通誘導警備業務 2 級
旧検定の交通誘導警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者
- (9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級
旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備業務 2 級
旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第 2 項に規定する 1 級又は 2 級に合格した者

6 審査内容

審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。）。

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1 回の電話での受付は 1 人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から同月 5 日（金）までの 5 日間（1 日から 4 日までは午前 9 時から午後 4 時まで、最終日は午後 3 時まで）とする。

8 審査申請手続き

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する審査申請手続きは、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

令和 7 年 9 月 8 日（月）から同月 12 日（金）までの 5 日間（午前 9 時から午後 4 時まで）

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 審査申請書（検定規則別記様式） 1 通

イ 旧検定規則第 8 条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1 通

ウ 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

1 葉

エ 住所地を管轄する警察署に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1 通

オ 属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者については、当該営業所に属すること

を疎明する書面 1通

(4) 審査手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、4,700円の額を審査申請申込時に、現金、キャッシュレス決済（クレジットカード、コード決済、電子マネー）又は宮城県収入証紙のいずれかの方法により納付すること。

9 審査の実施に関し必要な事項

審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

10 審査に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

宮城県公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年8月1日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

1 検定に係る警備業務の種別及び級

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（機械警備業務及び空港保安警備業務を除く。以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (3) 検定規則第1条第3号に規定する人の雑踏する場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（雑踏の整理に係るものに限る。以下「雑踏警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (4) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (5) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級
- (6) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施日

- (1) 学科試験及び実技試験の一部
令和7年10月30日（木）午前9時30分から
※実技試験の一部については、施設、雑踏、交通誘導及び貴重品運搬警備業務の各2級の学科試験合格者について実施（負傷者の救護、護身方法）
- (2) 実技試験
ア 令和7年12月11日（木）午前9時30分から
空港保安警備業務1級及び2級、施設警備業務1級、雑踏警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務2級
イ 令和7年12月12日（金）午前9時30分から
施設警備業務2級、交通誘導警備業務1級及び2級、核燃料物質等危険物運搬警備業務1級、貴重品運搬警備業務1級及び2級

3 実施場所

- (1) 学科試験及び実技試験の一部
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部

(2) 実技試験

仙台市泉区天神沢一丁目 4 番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

4 受検人員

全警備業務の 1 級及び 2 級合わせて 30 人。

5 受検対象者

(1) 当該警備業務各 1 級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当する者

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が受検申込日において 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 当該警備業務各 2 級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

当該警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）

7 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、受付は先着順とし、1 回の電話での受付は 1 人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

令和 7 年 9 月 19 日（金）から同月 26 日（金）まで（土、日曜日、祝日を除く）の 5 日間（19 日から 25 日までは午前 9 時から午後 4 時まで、最終日は午後 3 時まで）とする。

8 受検申請手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受検申請手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

令和 7 年 9 月 29 日（月）から同年 10 月 3 日（金）までの 5 日間（午前 9 時から午後 4 時まで）

(2) 申請書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。

なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第 1 号） 1 通

イ 住所地を管轄する警察署に提出する者については、宮城県内の住所を疎明する書面 1 通

ウ 属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

エ 前記5-(1)-アに該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務2級に係る合格証明書
の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務
従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することが
できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(
1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通

オ 前記5-(1)-イに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書 1通

カ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメー
トル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)

2葉

(4) 受検手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)第2条第1項の表66の項に基づき、

ア 空港保安警備業務1級及び2級	16,000円
イ 施設警備業務1級及び2級	16,000円
ウ 雑踏警備業務1級及び2級	13,000円
エ 交通誘導警備業務1級及び2級	14,000円
オ 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級	16,000円
カ 貴重品運搬警備業務1級及び2級	16,000円

の額を受検申請申込時に、現金、キャッシュレス決済(クレジットカード、電子マネー、コード
決済)又は宮城県収入証紙のいずれかの方法により納付すること。

9 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付
する受検票を持参すること。

10 検定に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課